

草木類の正しい処分方法とは？

# 野焼きのにおいやけむりで困っている人がいます



## 野焼きは原則禁止です!!

法律に違反した場合は、**5年以下の拘禁刑**若しくは**1,000万円以下の罰金**のいずれか、または**両方**が科せられます\*。  
\*廃棄物の処理および清掃に関する法律

野焼きの煙に困っている方が年々増えています。  
快適な生活環境の創造にご協力ください。

問合せ先 浜松市環境保全課

浜松市中央区鴨江三丁目1-10 鴨江分庁舎4階 Tel.053-453-6170  
E-mail : kankyoho@city.hamamatsu.shizuoka.jp

SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS



令和8年2月発行

# 草木類の正しい処分方法について

## 【自分で処理】

- ①畑などへすきこむ
- ②チップ化する
- ③コンポストで処理する

- 面倒なごみ出し不要
- 土地がやせない
- 天気や搬出日を気にせず処分可能



- 以下④⑤⑥についての問合せ先はこちら

浜松市一般廃棄物対策課 以下④⑤⑥の問合せ番号へ

E-mail : ippai@city.hamamatsu.shizuoka.jp

## 【市へ処理を依頼】

### ④みどりのリサイクルに出す 問合せ TEL.053-453-6192

ご家庭から出る落ち葉、刈り草、枝(太さ15cm、長さ1mまで)を清掃事業所などで回収しています。

- ご家庭から出た草木類をご自身で持ち込んでください。  
※造園業や農業など事業活動で生じた落ち葉、刈り草、枝は持ち込みできません。  
※基準よりも大きなもの、木製品や木製品を解体したもの、加工されたもの、木や竹の根、とげのあるもの、かぶれるもの、毒性を有するもの、腐敗しているものは持ち込みできません。
- ひもで束ねる場合は、紙ひも・麻ひも・縄で束ねて持ち込んでください。
- 1回の持ち込みは、軽トラック1台程度まででお願いします。
- 回収拠点などの詳細や最新情報は浜松市HPをご覧ください。

事業活動に  
ともなうもの  
は不可

家庭ごみ限定

詳しくはこちら



浜松市HP  
みどりのリサイクル

### ⑤可燃ごみとして出す 問合せ TEL.053-453-0011

1本の太さを5cm未満・長さを60cm未満に切っていただき

- 集積所…浜松市指定家庭用ごみ袋に入れるか、ひもでしばってお出してください。 ※1回に3袋または3束まで。
- 自己搬入…集積所に出す状態で、清掃事業所などへご自身で持ち込んでください。持ち込みの前日または当日に、搬入する施設への事前連絡が必要です。 ※1回に軽トラック1台程度まで



詳しくはこちら



浜松市HP  
自己搬入

## 【業者へ処理を依頼】

### ⑥業者へ処理を依頼する 問合せ TEL.053-453-6229

再生利用指定業者をご活用ください。(有料です)

【浜松市HP】  
一般廃棄物再生利用指定事業者一覧表

